

府県民の政治参加の促進と公明かつ適正な 選挙の実現に関する提言

近畿ブロック知事会

令和8年8月

府県民の政治参加の促進に関する提言

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年においては、全国的に投票率が低下傾向にあり、令和5年の統一地方選においては、都道府県知事選挙 **46.78%**、都道府県議会議員選挙 **41.85%**と、いずれも過去最低を記録する結果となっている。近畿ブロック各府県においても、都道府県議会議員選挙で5県（福井県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県）が過去最低の投票率を記録するなど、投票率の低下に歯止めがかからない状況となっている。この投票率低下の状況は、国政選挙・地方選挙を問わず、同様の傾向である。

また、改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、令和5年の統一地方選においては、都道府県議会議員選挙 **25.0%**、町村議会議員選挙 **30.8%**と増加傾向にあり、地方議員のなり手不足も深刻化している。

各自治体では、選挙時の各種啓発活動や期日前投票所の増設、投票所への移動支援等の利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。加えて、投票立会人の確保に苦労している市町村もあり、投票所数の減少につながる一因となっている。

さらに、近年の選挙では、候補者の選挙運動を妨害する行為や、当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援する、いわゆる「2馬力選挙」、ポスター掲示場に候補者と無関係なポスターが掲示されるなど、民主主義の信認を脅かす事態が発生したほか、AIなどのデジタル技術の進展により、フェイク情報の拡散など、個々人が責任をもって主体的に判断し、選挙を通じて政治の方向性を決定する「人間主導の民主主義」が危機にさらされている。

このため、全国知事会「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」の報告書（令和8年4月）の提言を踏まえ、国民の政治参加を促進するための投票環境を整備するとともに、選挙を通じて政治に国民の意見を適切に反映し、民主主義にとって危機的な状況を回避するため、次の事項について要望する。

1 国民の政治参画促進に向けた取組

全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「投票環境向上」や「郵便等投票の対象者拡大の検討」、「インターネット投票の検討」等の対策をさらに加速させること。

また、地域によっては投票立会人の確保が困難となっていることが投票所減少の一因となっていることを踏まえ、投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することを可能とするなど民主主義の根幹をなす選挙制度の見直しを進めるとともに、オンラインでの投票立会を推進すること。

あわせて、なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「シティズンシップ教育（市民の社会参画・政治参加のための教育）の推進」、「自治会の加入率低下の対策」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改正も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。

なお、4年に一度実施される統一地方選挙については、議会の解散や首長の辞職などの理由により任期がずれることで統一率が下がっていることが、選挙への関心の低下、低投票率の一因となっているとの指摘もあることから、地方選挙の再統一や酷寒や酷暑を避けた特定の時期にまとめて実施することなどの検討を行うこと。

2 自治体の取組に対する支援・援助

市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進するとともに、そうした府県民の政治参加に向けた各自治体の取組等について、財政措置も含め支援・援助を行うこと。

3 公明かつ適正な選挙の実現

令和7年7月の参議院議員通常選挙、本年2月の衆議院議員総選挙においては、真偽不明の情報やフェイク情報が拡散し、SNS上で誹謗中傷や民主的な議論を阻害する行為などが激化するなど社会の分断につながりかねない状況にある中、国会においては引き続き選挙に関するインターネット等の利用に関して検討が進められ、本年7月に公職選挙法等の一部改正法が成立した。改正法により大規模プラットフォーム事業者による選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置が行われることとなったが、当該措置を実効性のあるものとし、改正法の施行状況等を踏まえインターネットの不適正な利用や情報拡散への対策など、状況に合わせた見直しを併せて進めていく必要がある。

本年4月にとりまとめられた全国知事会「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」の報告書の提言も踏まえ、引き続き、公職選挙法等のさらなる改正も含めて国会で議論するとともに、法令の解釈・運用の明確化を図るなど、国として適切に対応すること。

また、改正法によって設けられたAI生成改変画像等への表示義務について、適切な運用が確保されるとともに、AIなどのデジタル技術によるフェイク情報の拡散などを防ぎ、人間主導の民主主義を担保するためのルールづくりや政治的影響を与えようとする外国勢力による選挙介入を防ぐための対策を引き続き国として推進すること。

令和8年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日月	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤田	正	純